

令和3年4月24日

各幼稚園長・小中学校長 様

港区教育委員会事務局学校教育部  
教育指導担当課長 篠崎 玲子

## 緊急事態宣言の再発令に伴う幼稚園、小中学校の教育活動について

各幼稚園、小中学校では、令和3年4月12日からのまん延防止等重点措置が適用されている期間、原則として「港区立幼稚園、小中学校 新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関するガイドライン改訂版」の「Ⅱ 緊急事態宣言期間等の学校運営編(17ページ)」を踏まえつつ、令和3年4月13日付通知「まん延防止等重点措置の適用に伴う対応について」のとおり基本的な感染症対策を一層徹底していただいているところです。

令和3年4月23日に国は感染症の感染拡大が進む都府県に対して、緊急事態宣言の再発令を決定しました。この決定により、都はこれまでの感染防止対策をこれまでよりも強化し、感染の広がりを抑えるための徹底した対策を講じる方針を発表しました。

各幼稚園、小中学校では、こうした国や都の動向を踏まえた上で、「港区立幼稚園、小中学校 新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関するガイドライン改訂版」の「Ⅱ 緊急事態宣言期間等の学校運営編」に加え、下記の対応を優先して行っていただきますようお願いいたします。

なお、現在、まん延防止等重点措置期間の対応として実施可能としていた学習活動等についても中止の扱い、感染症不安を理由として欠席する児童・生徒へのオンラインを活用した学びの保障など感染防止対策等を一層強化しておりますので、各幼稚園、小中学校においても適切に御対応いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 緊急事態宣言時の登校・登園について

(1)小中学校では、緊急事態宣言の期間、感染症への感染不安を理由として学校を欠席する児童・生徒に対してオンライン等を活用した学習を促すとともに、ハイブリッド型オンライン授業やオンライン朝の会の実施や課題の提示等を行い、児童・生徒の学びを保障する。

(例)

- ・Microsoft Teams を活用した朝の会、ホームルームなどの実施
- ・Microsoft Teams を活用したハイブリッド型オンライン授業の実施
- ・時間割にしたがった授業時間ごとの Microsoft Teams による教員の課題の指示
- ・小学校新1年生に対するひらがなの練習などのプリント課題の提示
- ・まなびポケットの School Takt や e ライブラリーによる課題提示、提出
- ・NHK for School の視聴などの課題提示
- ・Microsoft Teams を活用した帰りの会、ホームルームなどの実施
- ・Microsoft Teams を活用した個別指導の実施

- (2) 幼稚園では、感染症不安や登園自粛により家庭で過ごす園児に対して教員が電話するなど幼児の心をケアする。また、園では、これまで以上に密を避けた少人数での活動とするとともに昼食時の感染症対策を徹底します。
- (3) 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、幼児・児童・生徒の状況を的確に把握し、不安や悩みを抱えている場合は、教員による相談の実施やスクールカウンセラー等による支援など、適切な対応を行う。

## 2 幼児・児童・生徒に対する指導

### (1) 基本的な感染症予防策の再徹底

- ・3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)の再確認
- ・毎朝の検温及び健康観察の再徹底(体調不良の症状が見られる場合は休養)
- ・教室等の密集の確実な回避(児童・生徒等同士の間隔を可能な限り1m以上確保)
- ・児童・生徒数が多く登校時の密を避けることが難しい学校では、時差登校の実施による3密の回避
- ・教室の換気については30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にしたり、2方向の窓を同時に開けて授業を行ったりすることを再徹底

### (2) 学習活動について

① 緊急事態宣言が発令されている期間中は、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い以下の学習活動を中止

- ・音楽における歌唱の活動や管楽器(リコーダー等)を用いる活動
- ・家庭科における調理実習
- ・体育における身体接触を伴う活動(マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など)
- ・グループや少人数等での話合い活動
- ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合って観察したりする実験や観察、実習

② 幼稚園では、これまで以上に密を避けた少人数での活動を徹底する。

② 感染症不安を理由として学校を欠席する児童・生徒へのオンライン学習等の実施

- ・児童・生徒に配備されているタブレット端末等を活用して、小学校新1年生を除くすべての学年の児童・生徒に対してオンライン学習を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に対する不安から学校を欠席している児童・生徒に対し、タブレット端末を活用して週に1回程度のオンラインによる個別面談等の実施

### (3) 部活動について

- ・緊急事態宣言が発令されている期間中は、部活動の練習、大会・コンクールへの参加、対外試合・合同練習等の実施を中止

#### (4)学校行事について

- ・緊急事態宣言が発令されている期間中は、児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事を中止
- ・緊急事態宣言が発令されている期間中は、修学旅行等の宿泊及び都県境をまたぐ移動を伴う行事を中止

#### (5)昼食や休憩時間における感染症予防策の再徹底

- ・喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用するよう給食指導を再徹底
- ・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしないよう指導を再徹底
- ・幼児の昼食時は、会話はしないよう指導を再徹底
- ・休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしないよう指導を再徹底

#### (6)保護者会、学校公開等について

- ・緊急事態宣言が発令されている期間中は、期間内に予定している保護者会や学校公開等、幼児・児童・生徒及び教職員以外が来校する行事などを中止またはオンラインでの開催に限定(オンラインで開催する際は、授業者や話し手、黒板のみを画面に映すなど、教室等にいる児童・生徒が画面に映らないよう工夫して実施)

※緊急事態宣言中に開催を予定している学校が多い、いわゆる離任式は校内でのオンライン開催または学級ごとに離任式を行う。また、校医が実施する健康診断は、これまでと同じく感染症対策を講じた上で実施する。

### 3 家庭における感染症対策の依頼

#### (1)家庭における感染症予防策の再徹底

これまでの感染者の感染経路において、家族内感染が最も多い状況から、家庭における感染を学校に持ち込まないため、家庭での感染予防の取組を一層徹底するよう改めて保護者に協力を要請する。

- ・3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)の再徹底
- ・毎朝の検温及び健康観察の徹底(家族等の同居者に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養するよう依頼)
- ・十分な換気、手が触れる場所などの消毒、タオルなどの共用の回避
- ・定められた時刻以降の不要不急の外出の回避
- ・不要不急の都県境をまたぐ移動の自粛
- ・家族等の同居者で体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方の会食の

回避

- ・家族等の同居者も含め会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などの再徹底

## (2)家庭から学校への連絡の再徹底

- ・幼児・児童・生徒本人及び家族等の同居者が、PCR検査を受けた場合、濃厚接触者となった場合、感染が判明した場合の速やかな学校への連絡の再徹底

## 4 教職員等の健康管理の徹底

### (1)基本的な感染症予防策の再徹底

- ・3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(会話や会議の際のマスク着用)の再徹底
- ・毎朝の検温及び健康観察の再徹底(健康状態に不安がある場合は自宅で休養)
- ・委託事業者に対する健康管理の再徹底

### (2)昼食や休憩時間における感染症予防策の再徹底

- ・喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスク着用
- ・大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話を回避
- ・休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話を回避

### (3)家庭における感染症予防策の再徹底

- ・3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)の徹底
- ・毎朝検温、健康観察の徹底(同居者等の家族にも協力を再度要請)
- ・十分な換気、手が触れる場所などの消毒、タオルなどの共用の回避
- ・家族等の同居者で体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方の会食の回避
- ・家族等の同居者も含め会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底

### (4)勤務時間外における感染症予防策の再徹底

- ・定められた時刻以降の不要不急の外出の回避
- ・不要不急の都県境をまたぐ移動の自粛
- ・大人数での会食等の自粛
- ・出勤時の可能な限りの混雑回避

現時点における判断であり、今後の感染状況の変化等に伴い、登校・登園の制限や教育活動の内容変更などが必要な場合は、状況に応じて見直します。

担当 指導主事 下橋 良平  
電話 5422 - 1541